

2020年人事院勧告について（談話）

2020年10月7日

日本医療労働組合連合会
書記長 森田 進

人事院は本日、2020年度の国家公務員給与について、一時金に該当する「特別給」に関する勧告を、月例給などに先行して行った。内容は特別給を0.05月分引き下げるというものであり、新型コロナ感染拡大に対峙して、国民のいのちと健康を必死に守っている公務労働者に冷や水を浴びせるものである。

今年の人事院勧告に関しては、新型コロナウイルス感染が拡大し、労働者の雇用や処遇にも重大な影響を広げる事態に直面する中で、勧告の基礎作業となる民間給与実態調査を遅らせ、一時金は6月29日～7月31日、月例給は8月17日～9月30日に実施し、勧告も調査期間に合わせて遅らせる、異例の扱いとなった。コロナ禍の影響で通常の調査結果にならないことを想定したものであるが、そうであるならば、調査結果を踏まえた勧告内容も多角的に十分な検討がなされるべきであり、9月末にようやく調査期間が終了したにもかかわらず、一時金の勧告のみ10月上旬に先駆けて実施する姿勢は、削減ありきのすすめ方であり、断じて認められない。さらに削減はすべて期末手当から差し引いており、私たちが反対している、評価制度を反映させる勤勉手当部分の支給割合を引き上げることにつながり、重ねて不当な内容であると強く抗議する。

月例給の勧告は遅れて行うとしているが、今回の勧告では特別給以外にも、労働時間短縮・休暇制度など働くルールや、非常勤職員の雇用と処遇改善などにも触れられているものの、内容的にはゼロ回答である。政府もこの間ガイドラインを発出して推進してきた「同一労働同一賃金」や、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」などを踏まえれば、率先して改善を図るべきである。

日本医労連は、20春闘で生計費原則に基づく大幅賃上げ要求をかかげて奮闘するとともに、人事院本院・地方事務局に対する要請も強めてきた。医療・介護・福祉労働者の賃金は、他産業と比べても依然として低く、加えてコロナ禍の影響をまともに受けた医療・介護事業の経営悪化により夏期一時金が削減された労働者も少なくない。そこにきて人事院勧告の影響をまともに受ける医療・介護労働者にさらなる一時金削減が突き付けられれば、医療・介護崩壊はますます現実味を帯びて迫ってくる危険性がある。国民の医療・介護・福祉をまもるためにも、賃金水準の抜本的な引上げや一時金の確保は必要不可欠である。

日本医労連は、民間労働者にも大きな影響を及ぼす公務労働者の処遇改善と、医療・介護・福祉労働者の生活と権利を守る要求を掲げて、さらなる運動の前進をめざすとともに、コロナ禍を経て明らかになった日本の医療・介護などの脆弱性を抜本的に改善させ、社会保障の拡充にむけ、共同を広げ、引き続き奮闘する決意である。

以上